

変更前

変更後

## ガス小売供給約款(錦ヶ丘プラン)

## ガス小売供給約款(錦ヶ丘プラン)

2021年 7月16日 実施

2021年 12月 16日 実施

事業者名 仙台エルピーガス株式会社  
(事業所所在地) 仙台市宮城野区扇町六丁目4番20号

事業者名 仙台エルピーガス株式会社  
(事業所所在地) 仙台市宮城野区扇町六丁目4番20号

登録番号 C0119

登録番号 C0119

変更前	変更後
<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3-1の料金表の各基準単位価格に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、<b>基準単位料金に替えてその調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりといたします。</b></p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金(税抜) + 0.210 円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金(税抜) - 0.210 円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の少数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 64,760円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり) 別表第3-1の2(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定した<b>トン当たりプロパン平均価格</b>(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が103,620円以上となった場合は、103,620円といたします。なお、平均原料価格は、当社の本社に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p>	<p><b>23. 単位料金の調整</b></p> <p>(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3-1の料金表の各基準単位価格に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、<b>基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。</b></p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金(税抜) + 0.210 円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金(税抜) - 0.210 円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)</p> <p>(備考) 上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の少数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トン当たり) 64,760円</p> <p>② 平均原料価格(トン当たり) 別表第3-1の2(2)に定められた<b>期間ごとに、次の算式により平均原料価格を算定いたします</b>(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)。ただし、その金額が103,620円以上となった場合は、103,620円といたします。なお、平均原料価格は、当社の本社に掲示し、又はホームページ等に掲載いたします。</p> <p><b>平均原料価格(トン当たり)</b> = 【{(前々月と前月の中東産輸入原料価格の平均値) × 0.7} + {(前月の米国産輸入原料価格 + 米国内物流経費) × 0.3}】 × 前月為替レート + 前月輸送運賃{(中東輸送運賃 × 0.7) + (米国輸送運賃 × 0.3)}</p> <p>(備考) 中東産輸入原料価格は、サウジアラムコ社が通告するLPガスの政府公式販売価格(サウジアラビア積み出し価格)をいい、米国産輸入原料価格は、アメリカ・テキサス州モントベルビュー市場でのLPガス取引価格。 米国内物流経費は、輸出ターミナルの使用料。 中東輸送運賃は、中東から日本に輸入する輸送運賃。 米国郵送運賃は、米国から日本に輸入する輸送運賃。</p> <p>③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p>

変更前	変更後
<p><b>附 則</b></p> <p>1. 本小売約款の実施期日 本小売約款は、2021年 7月 16日から実施いたします。</p> <p>2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p> <p>3. 本小売約款の実施に伴う切替措置 当社は、2021年7月31日まで本小売り約款の施行前における約款(以下「旧約款」といいます。)の適用があり、2021年8月1日以降本小売約款が適用されるお客さまについて、2021年7月31日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。 (算 式) 早収料金＝旧約款適用期間の早収料金＋本小売り夜間適用期間の早収料金 旧約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) ＝旧約款の基本料金×D<sub>1</sub>／D＋旧約款23の規定に基づき算定した調整単位料金×V<sub>1</sub> 本小売約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) ＝本小売約款の基本料金×D<sub>2</sub>／D＋本小売約款23の規定に基づき算定した調整単位料金×V<sub>2</sub> (備 考) D＝料金算定期間の日数(ただし、本小売約款に定める22(6)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。) D<sub>1</sub>＝Dのうち、旧約款適用日数 D<sub>2</sub>＝Dのうち、本小売約款適用日数 V＝料金算定期間の使用量 V<sub>1</sub>＝旧約款適用期間の使用量 ＝V×D<sub>1</sub>／D(小数点第2位以下の端数切捨て) V<sub>2</sub>＝本小売約款適用期間の使用量 ＝V－V<sub>1</sub> 適用料金表は、旧約款料金、本小売約款の料金とも、使用量Vが別表第3-1の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。  当社は、料金算定期間の末日が2021年8月1日から2021年8月10日に属する料金算定期間の早収料金は、2021年7月31日まで適用の約款に基づき料金を算定するものいたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1. 本小売約款の実施期日 本小売約款は、2021年 12月 16日から実施いたします。</p> <p>2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p> <p>3. 本小売約款の実施に伴う切替措置 当社は、2021年12月31日まで本小売り約款の施行前における約款(以下「旧約款」といいます。)の適用があり、2022年1月1日以降本小売約款が適用されるお客さまについて、2021年12月31日が含まれる料金算定期間の早収料金は、次の算式により算定いたします。 (算 式) 早収料金＝旧約款適用期間の早収料金＋本小売り夜間適用期間の早収料金 旧約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) ＝旧約款の基本料金×D<sub>1</sub>／D＋旧約款23の規定に基づき算定した調整単位料金×V<sub>1</sub> 本小売約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切捨て) ＝本小売約款の基本料金×D<sub>2</sub>／D＋本小売約款23の規定に基づき算定した調整単位料金×V<sub>2</sub> (備 考) D＝料金算定期間の日数(ただし、本小売約款に定める22(6)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。) D<sub>1</sub>＝Dのうち、旧約款適用日数 D<sub>2</sub>＝Dのうち、本小売約款適用日数 V＝料金算定期間の使用量 V<sub>1</sub>＝旧約款適用期間の使用量 ＝V×D<sub>1</sub>／D(小数点第2位以下の端数切捨て) V<sub>2</sub>＝本小売約款適用期間の使用量 ＝V－V<sub>1</sub> 適用料金表は、旧約款料金、本小売約款の料金とも、使用量Vが別表第3-1の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。  当社は、料金算定期間の末日が2022年1月1日から2022年1月10日に属する料金算定期間の早収料金は、2021年12月31日まで適用の約款に基づき料金を算定するものいたします。</p>

変更前

(別表第3-1)

適用する料金表(錦ヶ丘プラン)

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

変更後

(別表第3-1)

適用する料金表(錦ヶ丘プラン)

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。  
料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定前年11月から12月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と前年12月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に前年12月為替レートを乗じ、更に前年12月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定前年12月から当年1月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と1月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年1月為替レートを乗じ、更に当年1月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定当年1月から2月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年2月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年2月為替レートを乗じ、更に当年2月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定当年2月から3月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年3月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年3月為替レートを乗じ、更に当年3月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定当年3月から4月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年4月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年4月為替レートを乗じ、更に当年4月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定当年4月から5月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年5月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年5月為替レートを乗じ、更に当年5月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

変更前	変更後
<p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>	<p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年5月から6月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年6月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年6月為替レートを乗じ、更に当年6月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年6月から7月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年7月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年7月為替レートを乗じ、更に当年7月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年7月から8月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年8月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年8月為替レートを乗じ、更に当年8月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年8月から9月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年9月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年9月為替レートを乗じ、更に当年9月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年9月から10月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年10月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年10月為替レートを乗じ、更に当年10月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 当年10月から11月までの中東産輸入原料価格の平均値に0.70乗じた価格と当年11月の米国産輸入原料価格と米国内物流経費合計値に0.30乗じた価格を加算した合計値に当年11月為替レートを乗じ、当年11月中東輸送運賃に0.7乗じた価格と米国輸送運賃に0.3乗じた価格を更に加算した平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p>